

事業内容	備考
<p>(ソフト)</p> <p>原料に一定の機能性成分などが含まれることを保証する新たなシステムや、新食品・新素材を他の食品・素材と分別して消費者に届ける新たなシステムを確立するため、システムづくりに必要な技術実証・技術指導、マニュアルの作成等の取組を支援します。</p> <p>事業実施主体</p> <p>(1) 新需要創造協議会</p> <p>新需要創造協議会とは、新食品や新素材の事業化を目的として設立された団体であって、次に掲げる者により構成され、かつ、代表者の定めがあるものです。</p> <p>ア 当該新食品・新素材の原料となる農畜産物を生産・供給する者であって、(2)に掲げる者</p> <p>イ 当該新食品・新素材の実用化・商品化に取り組もうとする者</p> <p>(2) 次に掲げる法人又は団体であって、新需要創造協議会の構成員であるもの。</p> <p>ア 農業協同組合連合会</p> <p>イ 農業協同組合</p> <p>ウ 公社（地方公共団体が出資している法人）</p> <p>エ 農事組合法人</p> <p>オ 農事組合法人以外の農業生産法人</p> <p>カ 特定農業団体</p> <p>キ その他農業者の組織する団体</p> <p>(ハード)</p> <p>原料に一定の機能成分などが含まれることを保証する新たなシステムや、新食品・新素材を他の食品・素材と分別して消費者に届ける新たなシステムを確立するため、新食品の原料となる農畜産物の収穫、選別、調整、加工に必要な機械・施設の整備を支援します。</p> <p>事業実施主体</p> <p>次に掲げる法人又は団体であって、新需要創造協議会の構成員であるもの。</p> <p>(1) 農業協同組合連合会</p> <p>(2) 農業協同組合</p> <p>(3) 公社（地方公共団体が出資している法人）</p> <p>(4) 農事組合法人</p> <p>(5) 農事組合法人以外の農業生産法人</p> <p>(6) 特定農業団体</p> <p>(7) その他農業者の組織する団体</p>	

新需要創造対策事業（ポイント）

- 機能性成分を多く含む等の特徴を持つ、革新的な新品種・新技術
→ 従来に比べてリスクが高く、産地への導入や事業化に踏みきれない
- 公的研究機関の研究成果について、産地と企業が連携した新食品・新素材の実用化を支援 → 革新的な新品種・新技術を「核」とした、新たな産地形成を促進

我が国の技術と知財の力により、新たな需要を創造し、新産業分野を開拓
(21世紀新農政2006・2007)

21年度の取組内容：

新品種を活用した機能性食品等に加え、農産物由来の有用物質や新素材を活用した医薬・化粧品等、非食品分野における革新的な新製品の事業化を推進

平成21年度予算額 450,381 (629,501)千円

情報提供・マッチングによる支援 (全国段階)

- 新需要創造に取り組む
フロンティアの育成 (拡充)
 - ・ シーズの調査・発掘の強化
研究成果の網羅的な調査や事業化プランの策定により、有望なシーズの事業化を支援
 - ・ グラントデザインの提供・マッチング
新食品に加え、非食品分野の新素材について、画期的な利用方法をグラントデザインとして提供し、公的研究機関、民間企業、産地のマッチングにより、新需要創造に取り組む協議会を育成。
 - ・ 機能性成分の統一表示
多様な食品に共通して含まれる抗酸化成分について、数値化を検討し、訴求力の高い統一表示方法を提案

新需要創造協議会による取組に対する支援(地区段階)

新需要創造協議会が「新需要創造計画」を策定し、国による認定を受けて、協議会の構成員となる産地と企業の契約取引により、**新食品・新素材の実用化**に取組。

産地

成分保証・分別管理された高品質な農畜産物を安定供給。



企業

産地からの原料をもとに、新食品・新素材を実用化・製品化。

○ 成分保証・分別管理システムの確立 (拡充)

新食品に加え、非食品分野の新素材について、安定供給システムの確立に必要となる、技術実証、マニュアル作成等や(ソフト事業)、原料の収穫や調整・加工に必要な機械・施設の整備等(ハード事業)を支援。

＜ 非食品分野の研究成果の例 ＞

(カイクの生産するタンパクを活用した、創傷保護材、人工血管、電子素材、臨床検査薬)

700億円
(全体市場規模)
を目指して
事業化！

技術革新波及対策事業

国内農業の体質を強化し国際競争力を向上させるため、国自らが採択して支援する仕組みにより、産地における農業生産の技術革新（イノベーション）に向けた取組を推進し、これらの取組を他の産地に波及させる。

取組の内容

国提案型

国として特に波及させべきと考える技術革新に向けた取組

- ・カドウム吸収抑制対策技術普及推進事業（新規）
- ・先進的総合生産工程管理体制構築事業
- ・施設園芸脱石油イノベーション推進事業
- ・野菜低コスト供給パートナーシップ確立事業
- ・高機能たい肥活用工コ農業支援事業
- ・肉用牛振興を核とした地域畜産新生システム構築事業

- ・地産地消モデルタウン事業
- ・次世代大規模経営管理システム実用化事業
- ・麦の穂発芽リスク制御モデル産地形成事業
- ・さとうきび害虫に対する新防除体系導入事業
- ・高品質かんきつ等安定生産技術導入事業

産地提案型

最先端の技術や生産現場の発意に基づく新たな地域農業システムの導入等による産地のイノベーションとなる取組、生産現場において、生産者と試験場、大学等とが結びついて行うなどの独自の取組のうち、全国的・広域的なモデルに成り得る革新的な取組を産地自らが提案

- 新たに開発された技術の導入・組み合わせ
- 新たな価値の創造（これまでにない製品や全く新しい用途の導入等）
- 新たな地域農業生産・流通・加工・消費システムの導入

支援の内容

- 産地で取り組む
- ・協議会の開催
- ・技術講習会の開催
- ・研究機関や先進地への現地調査
- ・マニュアルの策定
- ・技術の応用に向けた取組
- ・技術普及の実施
- ・機械・施設の整備 等

国提案型の概要

事業名	事業内容
カドミウム吸収抑制対策技術普及推進事業（新規）	食品中のカドミウム濃度に係る国内基準値の見直しを踏まえ、都道府県が策定する米のカドミウム低減のための計画に定める対策技術を広く普及するため、産地体制の確立や稲のカドミウム吸収抑制技術の実証及び効果の検証を行う。
先進的総合生産工程管理体制構築事業	生産から加工・流通までの一貫した先進的な生産工程管理を行うモデルを構築するとともに、GAPの点検項目、取組内容等に関するデータベースを作成し、各地区における取組を支援する。
次世代大規模経営管理システム実用化事業	地理画像処理技術や位置情報システム（GPS）等を活用し、ほ場毎の生育診断や品質仕分けを可能とするシステムを次世代大規模経営における品質管理技術として実用化する。
麦の穂発芽リスク制御モデル産地形成事業	麦は、収穫期（6月上中旬）が梅雨に重なり穂発芽等が多発するため、麦の輸出国と比較して収量や品質が劣り、生産性が低いことから、穂発芽の発生リスクを予測する「穂発芽発生警報システム」等を導入して穂発芽を未然防止するとともに、高水分収穫された生麦を高品質に仕上げる「常温除湿乾燥システム」等を組み合わせることによって、穂発芽リスクを制御するモデル産地を育成する。
施設園芸脱石油イノベーション推進事業	原油価格高騰に対応し、省資源・脱石油型施設園芸への転換を推進するため、地域の未利用資源を利用し、かつエネルギーの利用効率を高めた温室、集出荷施設等を導入することにより、施設野菜の生産・流通における石油消費量の低減を推進する。 また、ガス燃焼により発生する電気・熱・二酸化炭素を利用するトリジェネレーションシステム、農業用水を利用した小型水力発電等に対応した施設野菜の生産・出荷体制の導入により、施設園芸の生産・流通における石油消費量の低減を推進する。
野菜低コスト供給パートナーシップ確立事業	生産者・流通業者・実需者の連携の下、有限責任事業組合（LLP）等の枠組みを活用し、実需者が求める規格・品質に対応した生産技術、高性能機械のリレー利用、通いコンテナによる一貫輸送等の実証により、野菜の生産・流通コストの低減を推進する。
高品質かんきつ等安定生産技術導入事業	マルチ被覆により雨水等の影響を避け、土壌水分の管理を可能とする周年マルチ点滴かんがい同時施肥法（マルドリ方式）に、センサーにより土壌水分量等を把握し情報を伝達する小型遠隔監視制御装置（フィールドサーバー）を組み合わせ、精密な水分管理等を自動的に行う栽培体系を導入し省力化を図るとともに、年毎の気候変動の影響を受けにくく、高品質果実の安定生産が可能となるモデル産地を育成する。
さとうきび害虫に対する新防除体系導入事業	さとうきび害虫の個体密度調査を実施した上で、地域の自然環境条件等に応じ、新たな機能を有する農薬（誘引剤含有農薬）やフェロモンの利用など害虫の生理的特性を利用した新防除技術を組合せて導入することにより、さとうきびの効率的生産に資する新たな防除体系を確立する。
高機能たい肥活用エコ農業支援事業	たい肥の利用促進のため、たい肥の肥効調整やペレット化などを行う革新的なたい肥生産技術を用いて、畜産地域において、耕種農家のニーズにあった高機能なたい肥生産を行い、耕種地域に供給することにより、広域的に環境保全型農業に取り組むモデル地域を育成する。
肉用牛振興を核とした地域畜産新生システム構築事業	肉用牛繁殖ステーションを核に、繁殖障害牛や耕作放棄地、農産加工副産物等の未利用資源を積極的に活用し、高齢者への経営支援や団塊の世代の新規参入も図りながら、肉用牛の増頭・低コスト化等の生産基盤強化を図る地域畜産新生システムを構築する。
地産地消モデルタウン事業	地域全体で地産地消に取り組む従来の「地産地消モデルタウン」に加え、学校給食や社員食堂等に地場農産物を安定的に供給する取組や、量販店等において地場産物を販売するインショップの取組など、モデル的な取組を支援する。また、農産物直売所を中心として、高齢者や小規模農家など多様な主体が活躍できる少量多品目の生産・流通体制を確立するための取組を支援する。

IV 競争力のある産地の育成に向けた生産対策

(2) 未来志向型技術革新対策事業

3 生産性限界打破モデル実践事業

【312(642)百万円】

対策のポイント

生産性を向上させ、国際競争力のある農産物の供給体制を確立するため、新技術の導入による革新的な営農システムのモデルの構築・普及を推進します。

(食料供給コスト縮減とは)

平成18年9月に策定した「食料供給コスト縮減アクションプラン」に基づいて、食料供給コストを「5年で2割削減」することを目標に低価格資材の供給や生産資材の流通資材の流通の合理化、生産資材の効率利用、革新的技術の導入、物流の効率化及び卸売市場改革等生産・流通の両面における取組を推進します。

政策目標

食料供給コストを「5年で2割削減」

<内容>

○ 生産性の飛躍的な向上を実現する新たな営農モデルの構築を支援

現行の営農・技術体系における生産性の限界（生産コストや経営規模の壁）を打破しようとする事業実施主体に対し、トマトの低段密植多回転栽培や果樹の新たな台木・仕立法による低樹高栽培の導入、有限責任事業組合（LLP）などによる地域内の未活用労働力・資本の活用等を支援し、革新的な営農システムのモデルの構築・普及を推進します。

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：農業者団体等

担当課：生産局農業生産支援課（03-3597-0191（直））

事業名	生産性限界打破モデル実践事業 (継続)		
事業概要	現行の技術・営農体系の下での生産性の限界(生産コストや経営規模等)を打破するため、品目毎の特性に応じて、新技術等の活用や未利用労働力の有効活用等により、従前にはない新たな営農システムを構築する取組を支援する。		
事業メニュー	(ソフト) ・協議会等の開催等の事業推進体制の整備 ・低コスト・省力化に資する新技術の実証 ・新技術マニュアル、リーフレット等の作成及び研修会の開催等による新技術等の普及啓発に向けた取組等 (ハード) 小規模土地基盤整備、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、産地管理施設、生産技術高度化施設、種子種苗生産関連施設、共同利用機械施設		
主な採択要件	・受益農家が原則として3戸以上であること。 ・事業実施による成果目標を定めていること。 ・生産局長が別に定める要件及び基準等を満たしていること。 ・当該施設等の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 ・整備事業を実施する場合にあっては、推進事業と一体的に実施するものとする。		
事業主体	営農組合、農業生産法人、有限責任事業組合(LLP)、農業協同組合等		
補助率	ハード：1/2以内 ソフト：定額	事業実施期間	平成20～22年度
21年度予算額	(ソフト)75百万円 (ハード)237百万円		
地区当たり単価 (予算上の標準単価)	(ソフト)7,504千円 (ハード)29,629千円		
担当部署	本省	生産局 農業生産支援課	生産性向上企画第2班
	地方農政局	生産経営流通部 農産課・園芸特産課	
	その他	沖縄総合事務局 農林水産部 農畜産振興課	
その他特記事項 (事業セールスポイント等)	生産性を向上させ、国際競争力のある農産物の供給体制を確立するため、新技術の導入による革新的な営農システムのモデルの構築・普及を推進する。		

事業内容	備考
<p>(ソフト)</p> <p>【共通の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会等の開催等の事業推進体制の整備 ・新技術マニュアル、リーフレット等の作成及び研修会開催等による新技術等の普及啓発に向けた取組 ・その他事業の目的を達成するために必要な取組 <p>(ア) 土地利用型作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新技術の普及等を推進するための行動計画の策定 ・水稲直播栽培技術、麦の新品種導入、大豆 300A 技術等低コスト ・省力化に資する新技術等の実証 ・モデル構築のための新技術実践組織等への技術指導及び経営分析 <p>(イ) 畑作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ばれいしょのソイルコンディショニング栽培技術、てん菜の直播栽培技術等作業競合回避技術又はコスト低減技術の確立に向けた現地検討会の開催及び新技術の実証 ・新技術導入による作物の生育状況や生産物等の調査・分析のための取組 <p>(ウ) 園芸作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トマト低段密植多回転栽培、加工 ・業務用キャベツの機械化一貫体系、果樹の新たな台木・仕立法による低樹高栽培等低コスト ・省力化に資する新技術の実証 ・モデル構築のための新技術実践組織等への技術指導及び経営分析 <p>(エ) さとうきび</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏植型秋収穫栽培技術等新技術の確立に向けた検討会等の開催及び新技術の実証 <p>(ハード)</p> <p>(ア) 土地利用型作物</p> <ol style="list-style-type: none"> a 地下水制御システム b 生育診断施設 c 共同乾燥調製施設の改良 d 新技術導入のために必要な共同利用機械の整備 <p>(イ) 畑作物</p> <ol style="list-style-type: none"> a ばれいしょのソイルコンディショニング栽培技術の導入のために必要な共同利用機械の整備 b てん菜の直播栽培技術又は多畦収穫技術の導入のために必要な共同利用機械の整備 c 小麦の不耕起初冬播き栽培技術、低コスト排水対策技術又は雨害リスク低減技術の導入のために必要な共同利用機械の整備 d a から c までの機械の付帯施設等の整備 <p>(ウ) 園芸作物</p> <ol style="list-style-type: none"> a 新たな栽培体系を確立するために必要な改植・高接・新植等の小規模土地基盤整備 b トマト低段密植多回転栽培、加工・業務用キャベツの機械化一貫体系、果樹の新たな台木・仕立法による低樹高栽培体系等低コスト省力化に資する新技術を確立するために必要な施設の整備 <ol style="list-style-type: none"> (a) 生産技術高度化施設 (b) 種子種苗生産関連施設 (c) (a) 及び (b) の施設に付帯する施設 c 新技術導入等のために必要な共同利用機械の整備 	<p>土地利用型作物 (稲、麦及び大豆)</p> <p>畑作物 (ばれいしょ、てん菜及び小麦)</p> <p>園芸作物 (野菜及び果樹)</p>

生産性限界打破モデル実践事業の概要

国際競争力のある生産体制を確立するため、新技術の導入等による革新的な営農モデルの構築・普及を推進。

現状と課題

グローバル化を背景とした国際競争力強化の必要性

国土や気象条件によるコスト低減や規模拡大への制約

新技術等の経営に及ばず効果を農業者が適切に評価できない
新技術導入が停滞

事業の実施

公募：達成すべき目標の基準を国が提示した上で、事業計画を募集。
応募の中から、目標レベルの高い順に採択。

事業の推進

地域協議会等

技術実証組織のサポート体制を構築

推進活動

・LLPなどによる地域内の労働力・資本の活用調整
・実証技術・成果の地域内への普及

・協議会活動経費、リース料等の支援
(補助率：定額、実施期間年度 **平成20～22年度**)

技術実証組織

革新的な低コスト生産技術を導入・実証

・水稲・麦・大豆の不耕起汎用播種技術
・ばれいしょノイルコンディンシヨニング技術
・トマH低段密植多回転栽培
・果樹の新たな台木・仕立法による低樹高栽培等

必要な機械・施設の導入
(補助率：1/2、初年度のみ)

一体的に推進

国による事業成果の全国的なPR・普及

目標

革新的営農モデルの普及・定着

・食料供給コストを「5年で2割縮減」

事業制度概要

整理番号 9 -

事業名	農業支援ニュービジネス創出推進事業のうちニュービジネス創出支援事業 (新規)		
事業概要	農産物価格の低迷など地域農業を巡る情勢が厳しさを増す中で、現状では利用期間は短いものの、専ら農業者が取得して利用している農業機械について、その利用コストを削減し、地域の農業生産システムの変革に資するため、農業機械レンタルのビジネスモデルを育成する。		
事業メニュー (主なもの)	地区推進事業(ソフト) ア リースによるレンタル用農業機械の導入(最長3年を限度とするリース料支援) イ レンタル利用に伴う余剰機械の処分 ウ レンタル事業者に対する研修、コンサルティング 地区整備事業(ハード) ・取得(購入)によるレンタル用農業機械の導入		
主な採択要件 (検討中)	(1) レンタルのコスト低減効果が発揮できる規模のレンタル利用農家を確保できる見込があること (2) 事業メニューの アおよび イについては、高性能農業機械や広域での農業機械のレンタルサービスを展開する計画(「ニュービジネス展開計画」)を策定し、関係市町村の了解を得ること		
事業主体	地区推進事業 生産者団体、地域協議会、ニュービジネス展開計画を作成した企業、農業生産法人、JA等 地区整備事業 ニュービジネス展開計画を作成した農業生産法人、JA等		
補助率	1/2以内	事業実施期間	平成21年度～23年度
21年度予算額	424百万円		
地区当たり単価 (予算上の標準単価)	(ソフト) 13,000千円		(ハード) 40,000千円
担当部署	本省	生産局技術普及課新技術企画班	
	地方農政局	(調整中)	
	その他		
その他特記事項 (事業セールスポイント等)	農業機械のレンタルについては、ビジネスとして未だ確立していない現状を考慮し、地域の農業者に対する意向調査やレンタルへの参入事業者に対する研修・コンサルティング、レンタル機の導入に至るまで、レンタルビジネスの立ち上げに必要な一連の取組をフルサポート。		

詳細事業メニュー（農業支援ニュービジネス創出推進事業のうちニュービジネス創出支援事業(新規)

整理番号 9-

事業内容	備考
<p>(ソフト)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の開催(推進体制の整備) ・レンタル利用の意向調査 ・事業者と生産者とのマッチング ・リースによるレンタル用農業機械の導入(最長3年を上限とするリース料支援) ・レンタルを利用する農業者の余剰機械の処分 ・レンタル事業者に対する研修、コンサルティング ・事業効果の検証 等 <p>(ハード)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得(購入)によるレンタル用農業機械の導入 ・レンタル用農業機械格納施設の整備 	<p>(検討中)</p>

農業機械レンタルサービスの展開による生産コストの縮減

農業機械の利用に伴うコストの大幅な縮減を実現するレンタルビジネスの確立に向けた取組を支援

農業機械ビジネスの現状

従来から販売がビジネスの中心
レンタルは、ビジネスとして十分に
確立していない

レンタルビジネスが未確立の要因

農業者にレンタルの存在やメリットが
十分に認知されていない
サービスの提供側では魅力が薄い
農家の利用希望日が重なり、稼働
日数が十分に確保できない可能性
中古機の価格形成（市場）の実態
が不透明なため、レンタル機の売却
（更新）を反映した料金設定が難しい
（農家には割高な料金となる可能性）

生産現場の課題・ニーズ

生産資材価格の高騰など、農業情勢
が厳しさを増す中で、担い手において
は、規模拡大の過程や革新的な機械
の導入に際し、取得以外の選択肢の必
要性が高まっている

生産者団体等では、コスト低減の有
効な手段として、農業機械のレンタル
に注目

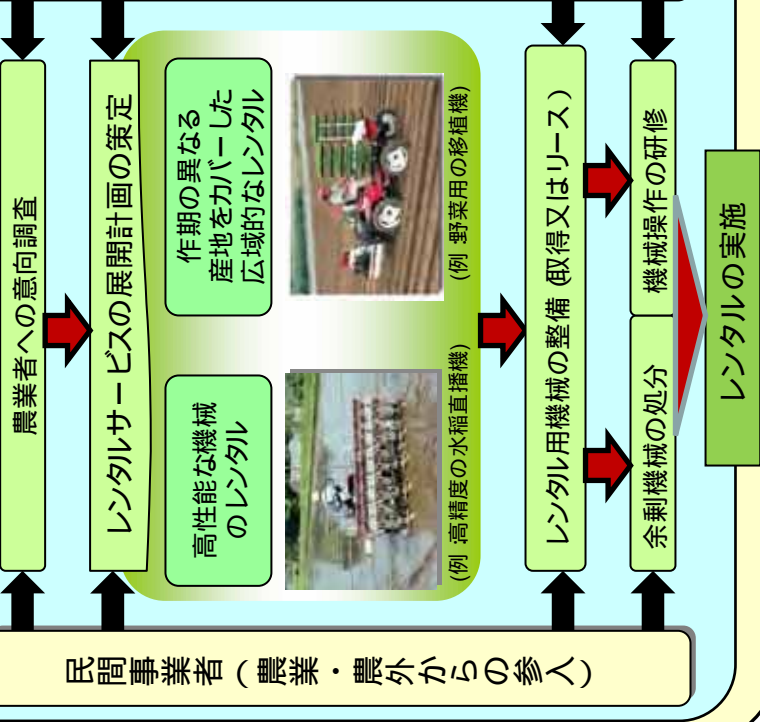
ビジネスとしての基礎的な条件整備

- ・ レンタルサービスに関するガイドラインの策定
- ・ レンタルのコスト縮減効果や事例等の調査 情報提供
- ・ 中古農機の平均価格（相場）の調査方法の確立

連携

ビジネスモデルの確立

特定の地域（例：県内）で実施



農業機械レンタルビジネスの確立を図る取組を推進

農業支援ニュービジネス創出推進事業（新規）

ソフトバンク 一体的な取組を支援